

●時評●

大量の拒否登録へ、 七九改正で規制へ拒否済み

飛田雄一

去る七月一日より、「改正」された新しい「外国人登録法の指紋に関する政令」が施行された。これにより回転指紋は平面指紋に改められたが、根本的な問題が、なにひとつ解決されていないことは、よく知られたことである。

この七月一日を契機とした各自治体の「五・一四法務省通達」に対する対応のしかたが注目されている。

通達によれば、拒否者に対して、①外国人登録証を渡さずに交付予定期間指定書（普通一ヶ月後）を渡す、②外国人登録済証明書（日本人の住民票にあたる）を直ちに告発する、と定められている。

現在、各自治体の間で取り扱いに差が生じているのは、①の問題である。②および③については、そもそも法務省通達そのものに問題があるといえるもので、手数料が異なっていることからもわかるように、本来、外国人登録済証明書については、自治体によってその自治体固有の業務である。法務省が通達で、どうのこうの言うこと 자체が問題なのである。③については、刑事訴訟法二三九条二項の「官吏又は公吏は、その職

務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」という「告発義務」に關係することがらであるが、この告発義務に違反した場合も懲戒処分の対象とはなっても、罰則がないというものである。

従つて、さまざまに対応をとっている自治体がある。でも、滋賀県の高島町のような例外をのぞき、②③について、法務省の通達どうりに運用している自治体はほとんどない。各々の自治体のあいだで、違がでてきているのは、①すなわち指紋押捺拒否者に対して外国人登録証をだすのか、交付予定期間指定書をだすのかというところである。

川崎市のように法務省通達に反対の立場をとつてゐる自治体の場合には、②③についてはもちろん、①についても法務省の方針どおりに行なつていらない。一方、神戸市の場合のように、「拒否者の人権を考えて」交付予定期間指定書を交付している自治体もある。また、このあいだをとつて、外国人登録証を要求する拒否者には外国人登録証を交付し、交付予定期間指定書を要求する「留保者」には交付予定期間指定書を交付する自治体もあらわれている。

法務省のゴリ押しともいえる「五・一四法務省通達」がどれほど多くの自治体に受け入れられるかどうかのポイントは、①の点、すなわち拒否者に外国人登録証をその場で交付するか否かにある。

1985.7.27

法務省入管局はこの六月に『指紋押なつについて』という三二頁のパンフレットを自治体の窓口用に出した。そこでは、「なぜ指紋制度は必要か」という項目から始まって、十一の項目について述べてある。その中に取つてつけたように「指紋はすでに述べたように、万人不同・終生不変という特質を有しますが、指紋はその紋様の特徴点をとらえて類型化して分類することができます」として、二三種の分類表を掲載している。この点については、いくつかの指紋裁判でその実態が明かになつているが、自治体の窓口には、指紋の識別能力もなく、ルーペ等の道具が備えつけられていないことは從来とかわりがない。

また、最近あきらかにされてきている「自国民から指紋をとらない国で、血統主義（二世三世も外国人）の国で日本だけが外国人から指紋を探つている」という批判をかわすべく、「諸外国における外国人指紋押なつ制度」という表をかかげ、血統主義、生地主義（アメリカのように日系二世はアメリカ国籍をもつ）の違いを無視し○○○の国でも指紋をとつてているというようなことを主張しようとしている。

続いて法務省入管局は、七月一五日付で『指紋押なつ事務取扱いについて——指紋事務Q&A——』といふ七三頁のパンフレットを同じく自治体の窓口用に出した。それは縦説と各説よりなり、各説には、おそらく全国各地の自治体から出されたであろう多くの質問に答えるかたちで、一五五問の「Q&A」が収録されている。そのまえがきには「從来一部の市区町村における指紋に関する事務処理には必ずしも法規・通達に適合しない取扱いが見受けられ、また、あえて法規に違反して指紋押なつを拒否する行為に出る在留外国人の数が次第に増加する傾向を示しました。このような風潮を放置することは法治国家として許されないのみならず、ひいては国民生活の平穏を乱すことともなりかねないことが憂慮されます」とある。また、専門知識をもたない窓口職員の指紋照合については「正確度を求めているのではない。眼前に並べて押なつされない指紋を肉眼で対比して見て、窓口職員が担当者として通常有しいる知識や能力（注意力、判断力）によつて同一であると判断できればいいのである」と、カッコだけつけている。

最近、三年目を指紋押捺拒否者を「時効」を理由に遠捕したりしているが、本年八月号『警察時報』付録の「外国人登録法——逐条解説と検査上の問題点」に、「指紋の押なつをするまで犯罪が継続するという継続犯であり、押なつがあつて公訴の時効が進行することになる」と明確に述べている。

八月下旬の日韓閣僚会議をひとつのポイントに情勢は動いており、盛り上がりを見せている指紋押捺拒否運動を、日本政府法務省が、様々な形で自治体に圧力を加えながら、押さえつけようとしている。